

改正

平成18年9月27日条例第60号

平成20年3月21日条例第18号

平成20年3月31日条例第27号

平成21年3月19日条例第8号

平成24年3月23日条例第10号

平成25年12月20日条例第40号

平成26年9月26日条例第21号

伊予市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭に対して医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ひとり親家庭」とは、同一世帯に属する配偶者のない者とその者が扶養する児童等との集まりをいう。

2 この条例において「配偶者のない者」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に定める配偶者のない女子又は同条第2項に定める配偶者のない男子をいう。

3 この条例において「児童等」とは、20歳に満たない者（月の初日以外において20歳に達するときは、その属する月の末日まで20歳に満たない者とみなす。）及び20歳に達した日以後において引き続き次に掲げる状態にある者をいう。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に就学している者

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者で、その身体の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する1級又は2級に該当するもの

(3) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において知的障害者と判定された者であって、療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号）

による療育手帳の交付を受けた者で、別に市長が定めるもの

4 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

5 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、特別療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費をいう。

6 この条例において「保険医療機関等」とは、健康保険法第63条第3項第1号に規定する医療保険機関又は保険薬局その他の病院、診療所又は薬局等をいう。

7 この条例において「家庭主」とは、児童等を扶養する配偶者のない者をいう。

（対象者）

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）

は、伊予市の区域内に住所を有する者（国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされた者及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた者を除く。）であつて、医療保険各法の被保険者若しくはその被扶養者であるもの又は国民健康保険法第116条の2の規定により伊予市が行う国民健康保険の被保険者とされた者及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者及び国又は地方公共団体が行う医療費の助成に関する制度により自己の負担する医療費の全てについて助成を受けることができる者若しくは前年において所得税法（昭和40年法律第33号）その他所得税に関する法令の規定による所得税の納付義務を有する者を除く。

- (1) 児童等を監護し、その者の生計を維持する配偶者のない者

(2) 前号に定める者の監護を受け、その者と生計を同じくする児童等

(3) 祖父若しくは祖母と孫又は兄若しくは姉と弟妹からなる家庭であつて、市長がひとり親家庭に準ずると認めるもの

(4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のない児童

(助成)

第4条 市長は、対象者が疾病又は負傷のため保険医療機関等において保険給付を受け、その費用の全部又は一部を負担した場合は、当該自己負担額（医療保険各法による療養費又は家族療養費、高額療養費又は高額介護合算療養費、特別療養費及び医療費等（他の制度によるものを含む。）の支給を受けられるときは、その支給される額を控除した額）に相当する金額を、当該ひとり親家庭の家庭主又は父母のいない児童を扶養する者（以下「家庭主等」という。）に助成するものとする。ただし、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額並びに療養介護医療及び障害児入所医療に係る利用者負担額（市民税非課税世帯に属する20歳未満の者に係る利用者負担額は除く。）は除く。

2 前項の規定による助成の対象となる医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(助成の制限)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、療養の原因となった疾病等が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、療養に要する費用の全部又は一部につき第三者から賠償が行われるときは、その限度において助成しないものとする。

(助成の方法)

第6条 市長は、助成する額を保険医療機関等に支払うことによって、医療費を助成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、対象者の申請に基づき支払うことにより、医療費の助成を行うことができる。

(受給者証)

第7条 市長は、家庭主等から申請があつた場合には、規則で定めるところにより受給者証を交付するものとする。

(届出)

第8条 家庭主等は、前条の受給者証の交付を受けた後において、氏名若しくは住所を変

更したとき、又は規則で定める事由が発生したときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(助成金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な行為により助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(権利の保護)

第10条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の伊予市母子家庭医療費助成条例（昭和49年伊予市条例第24号）、中山町母子家庭医療費助成条例（昭和49年中山町条例第23号）又は双海町母子家庭医療費助成条例（昭和49年双海町条例第28号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平成24年度からの対象者の特例)

3 当分の間、第3条に規定する所得税の納付義務を有する者であつて、前年において、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条による改正前の所得税法第2条及び第84条の規定を適用するものとしたならば、所得税の納付義務を有しないものについては、所得税の納付義務を有しない者とみなす。

附 則（平成18年9月27日条例第60号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日条例第18号）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の伊予市母子家庭医療費の助成に関する条例第2条第4項及び第5項並びに第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月31日条例第27号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月19日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日以降の診療分から適用する。

附 則 (平成24年3月23日条例第10号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月20日条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前までに、この条例による改正前の伊予市母子家庭医療費の助成に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の伊予市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 新条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費に対する助成について適用し、同日前の診療に係る医療費に対する助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年9月26日条例第21号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。